

- 平成27年度より、地方公共団体における大規模修繕・更新を集中的に支援するため、補助事業を創設。
- 地方公共団体が進める老朽化対策に向けて、大規模修繕・更新に対する支援を実施。

対象事業

①修繕

橋脚の補強など、補修補強により性能・機能の維持・回復・強化を図るもの



床版の増厚

②更新

橋脚の架替など、再施工により性能・機能の維持・回復・強化を図るもの



架替の実施

③集約化・撤去

同一路線の複数構造物の性能・機能を一部に集約するため①・②に伴い実施する構造物の撤去



橋梁の撤去

特徴

- ・国庫債務負担行為制度（4箇年以内）活用可能
- ・個別の事業毎に採択するため、課題箇所確実に予算が充当

事業要件

・都道府県・政令市の管理する道路の場合

全体事業費 修繕 10億円以上 → 5億円以上※
更新 50億円以上 → 35億円以上※

・市区町村の管理する道路の場合

全体事業費 修繕 3億円以上 → 1億円以上※
更新 3億円以上

※平成31年度より事業要件を緩和

事業の実施例（市町村管理の橋梁修繕）

全景(手前側橋梁)



ゲルバーヒンジ部 損傷



橋脚 断面欠損と鉄筋露出

完成年度	1935（84歳）	補助化年度	H27
判定区分	Ⅲ（早期措置段階）	全体事業費	698百万円
橋長	353m		